

非常災害時の学校の対応について（お知らせ）

豊橋市立家政高等専修学校

天気に関する警報発令時の学校の対応について

1 登校前に警報が発令された場合

(1) 東三河南部または愛知県東部に各種「特別警報」が発令された場合

ア ただちに命を守る行動をとり、身を守るために最善を尽くしてください。（自宅で待機する、市町村の出す避難勧告や避難指示の段階で危険を予測して避難を選ぶ、など）

イ 特別警報が解除されても午前11時までに学校から授業再開の連絡がない場合は、休校とします。

(2) 東三河南部または愛知県東部に「暴風警報」または「暴風雪警報」が発令された場合

ア 始業2時間前（午前6時50分）までに解除された時は、平常通り授業を行います。

イ 午前6時50分を過ぎ、午前9時までに解除された時は、午前11時から授業を開始します。

- (例)

 - ・ 午前7時30分に解除された場合、午前11時から授業を開始する。
 - ・ 午前9時に解除された場合、午前11時から授業を開始する。

ウ 午前9時を過ぎてから解除された時は、休校とします。

エ 道路の冠水・河川の増水等により登校することが危険な時や公共交通機関の途絶等により登校が困難な時は、登校しなくて構いません。その場合は、速やかに学校にその旨を電話連絡してください。合理的な理由と判断した場合は、欠席扱いにはしません。

(3) 東三河南部または愛知県東部に、大雨による「洪水（河川氾濫）・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル3（「高齢者等避難」）が発令された場合

ア 原則として、平常通り授業を行います。

イ 地方気象台情報で大雨による被害の可能性について予想された場合に、前日までに市教委が臨時休校を判断した際には、本校もそれを受けて臨時休校の措置をとります。

ウ 1(2)のエに当たる場合は、速やかに学校に状況等を連絡してください。

(4) 東三河南部または愛知県東部に、大雨による「洪水（河川氾濫）・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル4（「避難指示」）が発令された場合

ア 午前6時50分を過ぎ、午前9時までに解除された時は、午前11時から授業を開始します。

イ 午前9時を過ぎてから解除された時は、休校とします。

ウ 地方気象台情報で大雨による被害の可能性について予想された場合に、前日までに市教委が臨時休校を判断した際には、本校もそれを受けて臨時休校の措置をとります。

エ 1(2)のエに当たる場合は、速やかに学校に状況等を連絡してください。

2 登下校の途中で警報が発令された場合

(1) 東三河南部または愛知県東部に各種「特別警報」が発令された場合

ア ただちに命を守る行動をとり、身を守るために最善を尽くしてください。

イ 速やかに自宅へ向かいます。ただし、学校へ向かう方が安全な場合は、学校へ向かいます。また、気象状況等によっては、近くのビルや公共施設等へ避難して安全を確保することを第一に考えます。避難した場合は、学校へその旨を連絡します。

ウ 登校途中で警報が発令され、帰宅した後に解除された場合は1(1)、登校後に解除された場合は3(1)イに準じます。

(2) 東三河南部または愛知県東部に「暴風警報」または「暴風雪警報」が発令された場合

ア 速やかに自宅へ向かいます。ただし、学校へ向かう方が安全な場合は、学校へ向かいます。

イ 午前9時までに解除された時は、午前11時から授業を開始します。

ウ 午前9時を過ぎてから解除された時は、休校とします。

- (3) 東三河南部または愛知県東部に、大雨による「洪水（河川氾濫）・土砂災害・高潮」の恐れがあり、**警戒レベル3（「高齢者等避難」）**が発令された場合
- ア 登校中ならば学校へ向かいます。授業は平常通り行います。
- イ 1(2)のエに当たる場合は、速やかに学校に状況等を連絡してください。
- (4) 東三河南部または愛知県東部に、大雨による「洪水（河川氾濫）・土砂災害・高潮」の恐れがあり、**警戒レベル4（「避難指示」）**が発令された場合
- ア 速やかに自宅へ向かいます。ただし、学校へ向かう方が安全な場合は、学校へ向かいます。
- イ 午前6時50分を過ぎ、午前9時までに解除された時は、午前11時から授業を開始します。
- ウ 午前9時を過ぎてから解除された時は、休校とします。
- エ 地方気象台情報で大雨による被害の可能性について予想された場合に、前日までに市教委が臨時休校を判断した際には、本校もそれを受けて臨時休校の措置をとります。
- オ 1(2)のエに当たる場合は、速やかに学校に状況等を連絡してください。

3 登校後に警報が発令された場合

- (1) 東三河南部または愛知県東部に各種「特別警報」が発令された場合
- ア 即刻授業を中止し、安全が確認されるまでは、学校に待機させます。学校へ引き取りに来る場合は、この限りではありません。
- イ 午前11時までに解除され、かつ、授業再開が決定された場合は、そのまま学校に待機します。また、解除されたものの休校になった場合は、学校周辺の通学路の安全や交通機関の運転が確認されしだい、下校します。
- (2) 東三河南部または愛知県東部に「暴風警報」または「暴風雪警報」が発令された場合
- ア 気象状況や安全を確認した後、授業を中止して速やかに下校させます。
- イ 通学路の通行が危険と思われる時や、公共交通機関の途絶等により帰宅が困難と認められる時は、安全を第一に考えて学校に待機させます。学校へ引き取りにみえる場合は、この限りではありません。
- (3) 東三河南部または愛知県東部に、大雨による「洪水（河川氾濫）・土砂災害・高潮」の恐れがあり、**警戒レベル3（「高齢者等避難」）**が発令された場合
- ア 気象情報を把握するとともに、気象・交通機関及び通学路の状況等を判断し、授業の継続または中止を決定します。
- イ 授業中止の場合は、3(2)ア・イに準じます。
- (4) 東三河南部または愛知県東部に、大雨による「洪水（河川氾濫）・土砂災害・高潮」の恐れがあり、**警戒レベル4（「避難指示」）**が発令された場合
- ア 直ちに授業を中止し、速やかに下校させます。
- イ 下校については、3(2)ア・イに準じます。

4 自分が居住する地域（豊橋市外）に警報が発令された場合

- (1) 居住する地域に各種「特別警報」が発令された場合
- ア 1(1)に準じます。
- (2) 居住する地域に「暴風警報」または「暴風雪警報」が発令された場合
- ア 1(2)に準じます。
- (3) 居住する地域に、大雨による「洪水（河川氾濫）・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル3（「高齢者等避難」）が発令されている場合
- ア 1(3)に準じます。
- (4) 居住する地域に、大雨による「洪水（河川氾濫）・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル4（「避難指示」）が発令されている場合
- ア 1(4)に準じます。

<依頼事項>

- ・豊橋市外に居住の場合、豊橋地域の警報発令状況にも注意をするようにしてください。
- ・「豊橋ほっとメール」は、大雨が災害をもたらす恐れがある場合に発令される警報や警戒レベル、避難行動などの各指示について校区単位で表示されます。登録されていない方は、下のQRコードからご登録ください。



← 豊橋ほっとメールの登録はこちら。
災害情報、避難情報がすばやくわかります。tou@anzen-ansin.netに
空メールしても登録できます。

- ・天候の悪化等で急な連絡をさせていただく際は、アプリによる連絡システムでメールを配信させていただきます。そのような場合には、お子さまと連絡がとれるような体制へのご協力もお願いします。

南海トラフ地震に関連する情報について

※「南海トラフ地震臨時情報」は、突発的な地震に備えるためではなく、あくまでも後発地震に備えるために発表される情報です。日頃の備えを確認し、通常の社会生活を送るのが基本的な考え方です。

- 「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に巨大地震の発生可能性の高まりについて、気象庁より発表される情報です。
- 「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて高まったと評価された場合に気象庁から発表される情報で、情報発表後の防災対応を行いやすくするため、例えば「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」のようにキーワードを付して発表されます。

○ 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ・南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の定例会合における調査結果を発表する場合

○ 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード

キーワード	発表条件
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	・観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合 ・プレート境界で、通常とは異なる「ゆっくりすべり」が観測された場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	・「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらなと評価した場合

「南海トラフ地震に関連する情報」発表時の学校の対応について

※学校および生徒の居住地を含む地域に地震災害が起きていないことが前提です。

I 「南海トラフ地震に関連する情報（調査中）」が発表された場合

- ・原則、通常通り登校、授業実施、下校をします。
- ・上記と異なる対応をする場合は、アプリによる連絡システムでお知らせいたします。

II 「南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒）及び（巨大地震注意）」が発表された場合

- 1 在宅時（登校前）
 - ・**続報に注意しながら、通常通り登校をします。**
 - ・**上記と異なる対応をする場合は、アプリによる連絡システムでお知らせします。**
- 2 登下校の途中
 - ・**続報に注意しながら、通常通り登下校をします。**
 - ・**登下校に支障がある場合は、学校（0532-23-0127）へ連絡をしてください。**
- 3 在校時
 - ・**続報に注意しながら、通常通り授業を継続します。**
 - ・**上記と異なる対応をする場合は、アプリによる連絡システムでお知らせします。**
- 4 校外学習中（修学旅行を含む）
 - ・**巨大地震に備えて生徒を保護する対応を行うとともに、必要な情報の収集を継続します。**
 - ・**安全な場所に移動し、身を守る行動を継続し、収集した情報をもとに生徒の安全を第一に考えたうえで、帰校または現地で活動を継続するか等の判断を行います。**
 - ・状況によっては、現地から直接帰宅します。

III 「南海トラフ地震に関連する情報（調査終了）」が発表された場合

- ・平常通りの教育活動を継続します。

※休校、学校再開等、アプリによる連絡システムでお知らせいたします。

※ 状況を確認しながら、生徒の命を守ることを最優先に、豊橋市教育委員会と協議の上、校長が判断します。

※ 在校中に交通機関がストップし、下校が困難になった生徒は学校内で保護します。
その場合は、保護者または保護者に代わる方の引き取りをお願いする場合があります。

お願い

ご家庭でも、緊急時の対応について十分話し合いを深めておいてください。

- ・ 避難場所（津波を考慮）
- ・ 緊急連絡先
- ・ 各家庭での役割分担
- ・ 南海トラフ地震が発生した場合の再会方法や再会場所 など

【参考】豊橋市立家政高等専修学校 豊橋市老津町字西高縄78（海拔13m）

愛知県に「Ｊアラート緊急情報発信」があった場合の学校の対応について

Ｊアラートとは、緊急地震速報や津波警報、他国からミサイルが日本に向かって発射された場合などに出される緊急情報発信のことです。Ｊアラート緊急情報が発信され、愛知県が警戒対象となった場合、次のようにしてください。

1 生徒の在宅中（登校前）

自宅待機してください。テレビ、ラジオ、インターネット等を通して情報収集に努め、安全の確保が確認できた場合は速やかに登校してください。

2 生徒の在校中（登校後）

愛知県が警戒対象となった時点で授業を中断し、避難体制（3(1)～(3)の動き）をとります。
安全の確保が確認できるまで、校内の安全な場所で待機します。安全の確保ができ次第、授業を再開します。

3 生徒の登下校中

(1) 屋外にいる場合

近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難します。

(2) 近くに建物がない場合

物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ります。

(3) 屋内にいる場合

できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動します。

(4) 公共交通機関に乗車中の場合

交通機関の出す車内・構内放送の指示に従って行動してください。

(5) 3(1)～(4)のあと、テレビ、ラジオ、インターネット等を通して情報収集に努め、安全の確保が確認できた場合は速やかに登校または下校してください。